

議会議案第1号

手取川水系における濁水の早期解消を求める意見書

平成27年5月初旬から、手取川において著しい濁りが確認されており、林野庁及び国土交通省によると、白山市尾添の大汝国有林において、斜面（自然林）が崩壊して土砂が流出しているとのことであり、中ノ川、尾添川、手取川に加え、白山頭首工から取水している七ヶ用水や宮竹用水、その用水からつながる高橋川や鍋谷川、梯川など、国及び県管理の23河川において濁水の流入が確認された。

この影響により、用水路や水田内での土砂堆積が確認されており、土砂除去作業が必要となるなど、農業者にも負担が生じている。

また、漁業においては、定置網漁や刺網漁等の一部で漁獲量が減少しているほか、アユの放流にも影響が生じている。

入梅により土砂の流出が加速し、さらなる影響も懸念されるほか、来春の融雪期の増水により、新たな崩落とそれに伴う濁りが生じる恐れがあるなど、影響の長期化も懸念される。

よって、国におかれては、斜面崩落の防止と濁水の早期解消のため、速やかに応急措置を講ずるとともに、抜本的対策についても実施されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月26日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
環境大臣
内閣府特命担当大臣(防災)
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第2号

認知症への取り組みの充実強化に関する意見書

今日、認知症対策は世界規模で取り組むべき課題であり、本年開催されたWHO認知症閣僚級会議では、各国が認知症対策への政策的優先度をより高位に位置付けるべきとの考えが確認された。

世界最速で高齢化が進む我が国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症高齢者数は約700万人にも達すると推計されており、日本の認知症への取り組みが注目されている。

政府は本年1月、認知症対策を国家的課題として位置付け、認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランを策定し、認知症高齢者が、住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会、「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を目指すこととした。

しかし、今後の認知症高齢者の増加等を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法の確立など、総合的な取り組みが求められるところである。

よって、国におかれては、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 認知症の方々の尊厳、意思、プライバシー等が尊重される社会の構築を目指し、学校教育などにより認知症への理解を一層促進するとともに、認知症の予防・治療法確立、ケアやサービスなど認知症に対する総合的な施策について、具体的な計画を策定することを定めた「認知症の人と家族を支えるための基本法（仮称）」を早期に制定すること。
- 2 認知症に見られる不安、抑うつ、妄想など心理行動症状の発症・悪化を防ぐため、訪問型の医療や看護サービスなどの普及促進を、地域包括ケアシステムの中に適切に組み入れること。
- 3 自治体などの取り組みについて家族介護、老老介護、独居認知症高齢者など、より配慮を要する方々へのサービスの好事例（サロン設置、買物弱者への支援等）を広く周知すること。
- 4 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の効果を見極めるため、当事者や介護者の視点を入れた点検・評価を適切に行い、その結果を施策に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月26日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

議会議案第3号

子ども等の医療費に係る国保の減額調整措置の 見直しを求める意見書

今国会において「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国保の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けて具体的な改革作業が始まるところである。

国保改革に当たっては、国と地方の協議により、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しなどが今後の検討課題とされたところである。

一方、地方創生の観点から人口減少問題に真正面から取り組むことが求められており、全国の自治体では単独事業として乳幼児医療費の助成制度の拡充などに取り組む事例が多く見られる。

さらに、平成26年度補正予算で用意された国の交付金を活用し対象年齢の引き上げなどの事業内容の拡充に取り組む自治体も報告されているところである。

よって、国におかれては、全ての自治体で取り組まれている乳幼児医療の助成制度など単独の医療費助成制度に対する国の減額調整措置について、下記のとおり早急に見直しを行うよう強く要望する。

記

- 1 人口減少問題に取り組むいわゆる地方創生作業が進む中、地方単独事業による子ども等に係る医療費助成と国保の国庫負担の減額調整措置の在り方について、早急に検討の場を設け、結論を出すこと。
 - 2 少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の幅広い観点から実効性ある施策を進めることが必要であり、そうした観点から子ども等に係る医療の支援策を総合的に検討すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月26日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会